

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

令和4年3月以降、支援の対象者・対象経費を変更し、新たな事業が以下のとおり実施されます。

	令和4年2月配送分まで (薬局における自薬剤交付支援事業)	令和4年3月配送分以降 (薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業)
対象期間	・令和4年2月配送分まで	・令和4年3月配送分以降
対象者・補助額	・0410 対応（薬剤の配送に要した費用のうち、100円を差し引いた額） ・CoV 宿泊、CoV 自宅（薬剤の配送に要した費用の全額）	・新型コロナウイルス感染症の <u>自宅療養及び宿泊療養の患者</u> （薬剤の配送に要した費用）
対象経費	・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費</u>	・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ <u>薬局の従事者（※1）が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費</u> ※いずれも 実費のみ 。
実施実績の報告	・0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等（0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅）の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告（月ごと）	・ <u>同左（変更なし）</u> 。 ・ <u>支援事業の対象とならない0410 対応も含めて、0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等（0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅）の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告（月ごと）</u>

※1：薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、以下の点数（500点/200点）が算定できることから、新たに実施される事業においては支援の対象外。

【令和3年9月28日、厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」より抜粋】

（問16：答）保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。